

保育所等の利用に関する確認・同意書

以下の確認事項をよくお読みのうえ、各項目のチェック欄に☑し、裏面にご署名をお願いいたします。

教育・保育給付認定の確認事項		
1	保育所等を利用する場合は、2号または3号での教育・保育給付認定(以下「認定」という。)を受ける必要があります。申込みの際には、「保育を必要とする事由」を確認します。	<input type="checkbox"/>
2	認定の可否結果は文書で通知します。認定できる場合の通知は、利用調整結果の通知と同時に行い、書類不備などにより認定できない場合は利用調整前に通知します。	<input type="checkbox"/>
3	認定を受けた後に、妊娠、転職、婚姻、離婚または転居等で申請内容に変更が生じた場合は、「船橋市教育・保育給付認定内容変更申請書兼教育・保育給付認定届出事項変更届」の提出により、必ず変更内容の申請(届出)をしてください。変更内容により、変更後の事項を記載した通知書を交付します。	<input type="checkbox"/>
4	認定の有効期間は保育を必要とする事由により異なります。今後、認定事由の変更等によりお持ちの支給認定証が失効した場合には、速やかに支給認定証を保育認定課にご返還ください(支給認定証の交付は希望制です。)	<input type="checkbox"/>
保育所等の利用申込みの確認事項		
1	利用申込みの必要書類は、申込締切日までに必ずご提出ください。書類の提出がない場合は、保育所等の利用調整にかけることができず、利用不承認の通知も交付されません。	<input type="checkbox"/>
2	利用申込み後、妊娠、転職、婚姻、離婚または転居等で申込内容に変更が生じた場合は、「船橋市教育・保育給付認定内容変更申請書兼教育・保育給付認定届出事項変更届」に必要書類を添付し、早急に保育認定課にご提出ください。申込内容が事実と異なる場合は、認定や利用承認を取消すことがあります。	<input type="checkbox"/>
3	ご提出いただいた書類について、勤務先や就学先等の方(証明者)に問い合わせることがあります。	<input type="checkbox"/>
4	希望施設を変更する場合は、変更希望月の申込締切日までに「保育所等利用申込の希望等変更届」をご提出ください。	<input type="checkbox"/>
5	利用申込みを取り下げの場合は、保育認定課にご連絡いただいた上で、「船橋市保育所等の利用(変更)申込取り下げ書」をご提出いただきます。支給認定証の交付を受けている方は支給認定証を速やかにご返還いただきます(支給認定証は希望制です。)	<input type="checkbox"/>
6	見学が必要な施設を希望する場合は必ず見学説明を受けてください。特に、私立保育施設の場合、施設ごとに保育目標・内容が異なり、保育料以外に実費(文具代・園服代等)を徴収している場合があります。詳細は各施設にお問い合わせください。また、健康状態・発達面で留意する点がある場合は、受入れが可能かについて必ず施設にご確認ください。	<input type="checkbox"/>
7	発達支援保育の対象となる可能性がある場合は、児童の状況に関する情報を公立保育園管理課に提供し、体験保育を行うことがあります。また、体験保育終了後、公立保育園管理課より体験保育の結果(発達支援保育の必要性)に関する情報の提供を受けます。	<input type="checkbox"/>
8	アレルギーによる食事制限がある場合は、その程度にかかわらず必ず各施設にご確認ください。保育所等ではアレルギーの原因となる食材を取り除いた除去食・代替食を可能な限り行っていますが、私立保育施設の一部の施設と家庭的保育事業者では食物アレルギーの対応をしていません。また、公立保育園でも、一部アレルギー対応していない食材があります。対応困難な場合はお弁当の持参をお願いすることもあります。※宗教上口にできない食物がある場合も同様です。	<input type="checkbox"/>
9	求職活動中の方は、求職活動中の認定期間終了後も継続して利用調整を行います。就労が決まり次第、就労証明書をご提出ください。また、求職活動中のまま利用開始となった際は、利用開始後90日目を迎える月末までに就労先を決め、就労証明書をご提出ください。万一、ご提出がないと、認定期間の終了に伴い利用解除(退園)となります。	<input type="checkbox"/>
10	妊娠・出産事由の認定期間は、出産予定月の2か月(多胎妊娠の場合のみ前4か月)前から、出産後56日目を迎える月の末日までとなります。引き続き継続して利用申込みするためには、育児休業の取得等別の事由が必要となります。	<input type="checkbox"/>
11	育児休業明けで申込み場合、復職日により利用可能月が異なります。就労証明書の「育児休業期間」記入欄に記入してもらってください。なお、育児休業を繰り返して利用申込みされる場合は、育児休業を繰り返して復職可能か、ご提出の就労証明書で確認させていただきます。申し込みの結果、利用承認された場合は、利用開始月の翌月15日までに復職する必要がありますのでご注意ください。	<input type="checkbox"/>
12	利用承認後、施設での説明会が行われますので必ず参加してください。参加されない場合、利用承認を取消す場合があります。日時等の詳細については利用が決定した施設にお問い合わせください。	<input type="checkbox"/>
13	利用承認を辞退(キャンセル)したことがある場合、その後の利用調整の中で、希望する施設に保育を必要とする度合いが同一の方が他にいて、施設に十分な空きが無く、さらに優先順位を決めねばならないときには、キャンセルしたことが無い方を優先してご案内することがあります。	<input type="checkbox"/>
14	保育所等の利用調整上で必要となるため、該当年度の個人住民税の情報を市民税課より取得することがあります。ただし、該当年度の個人住民税が他市区町村課税の場合は課税証明書をご提出いただく必要があります。 その他、以下の連携機関から資料を取得することがあり、他方、連携機関からの求めに応じ資料を提供することがあります。(連携機関の例)※他市区町村を含む 認可保育施設、戸籍住民課、児童家庭課、生活支援課、市民税課、障害福祉課、学務課、公立保育園管理課、地域子育て支援課、療育支援課、家庭福祉課	<input type="checkbox"/>
15	保育所等の受入状況により、利用申込みしていない施設を保育認定課からあつせんをすることがあります。	<input type="checkbox"/>

※裏面もご確認ください。

保育所等の利用時の確認事項		
1	各施設が定める「きまり」を守り、認定された保育必要量(保育標準時間か保育短時間)内で、保護者の就労時間(通勤時間を含む。)等、実際に必要な時間が児童をお預かりする時間になります。また、各施設の開設時間内に児童の送迎を行ってください。	<input type="checkbox"/>
2	延長保育を利用する場合は、各施設で申込みしてください。児童の健康状態や保護者の就労等の実態によっては、延長保育の利用が制限されることがあります。なお、保育所等では、6か月未満児や発達支援児について、認定された保育必要量に関わらず、児童の状況により、お預かり時間を相談させていただく場合があります。	<input type="checkbox"/>
3	保育所等の利用開始後に、妊娠、転職、婚姻、離婚または転居等といった申込内容に変更が生じた場合は、「船橋市教育・保育給付認定内容変更申請書兼教育・保育給付認定届出事項変更届」に必要書類を添付し、早急に保育認定課または利用施設にご提出ください。様式は市ホームページからダウンロードできます。保育必要量や認定事由等の認定変更は申請(届出)のあった月の翌月1日からです。	<input type="checkbox"/>
4	ご提出いただいた書類について、勤務先や就学先等の方(証明者)に問い合わせることがあります。	<input type="checkbox"/>
5	保育所等の利用開始当初は児童が施設に慣れるための「ならし保育」があり、認定された保育必要量(保育標準時間か保育短時間)にかかわらず、お迎えの時間が早くなります。なお、利用開始日より前にならし保育をすることはできません。また、転園された場合も同様に転園先の施設においてならし保育があります。	<input type="checkbox"/>
6	保育所等を利用できる方は、保育を必要とする認定事由がある方です。保育を必要とする認定事由がなくなった場合は、認定が取消しとなり、保育の利用が解除(退園)となります。	<input type="checkbox"/>
7	保育所等の利用中に求職活動中となった方は、認定変更の申請(届出)をした上で、退職日の翌日から90日目を迎える月末までに新たな就労先を決め、就労証明書をご提出ください。この提出がないと、認定期間満了をもって保育の利用解除(退園)となります。	<input type="checkbox"/>
8	保育所等を利用するにあたり概ね月10日以上の利用をお願いしています。長期欠席等により、利用が長期間確認されない場合は、保育の必要性がないものとして保育の利用解除(退園)する場合があります。	<input type="checkbox"/>
9	保育料は、1か月単位となっています。月の1日現在に保育所等に在籍していれば、実際の登園状況にかかわらず、1か月分の保育料がかかります。月の途中で退園した場合でも、保育料は日割り計算されません。	<input type="checkbox"/>
10	保育料は、保育料算定者(原則は父母)の個人住民税額により算定します。離婚されても児童と同居している場合や、別居されても戸籍上児童の親権者である場合は、父母の個人住民税額を合算し保育料を算定します。また、父母ともに非課税の場合、同居している祖父母等の個人住民税額を合算し、保育料を算定することがあります。	<input type="checkbox"/>
11	保育料算定対象者の個人住民税の変更や世帯状況に変更があった場合は、保育料が変更となる場合があります。	<input type="checkbox"/>
12	保育料が滞納となった場合、延滞金が発生します。督促状・催告状が交付されるほか、市職員が自宅訪問や電話による催告を行います。それでもなお納付がない場合には、滞納金額にかかわらず、財産の差押えを行うことがあります。また、保育料の収納情報を必要に応じて保育施設に提供します。	<input type="checkbox"/>
13	適正な保育料の算定及び保育の実施のため、個人番号(マイナンバー)等により以下の連携機関から必要な情報を取得することがあります。また、以下の連携機関からの求めに応じて資料を提供することがあります。 (連携機関)※他市区町村を含む 市民税課、戸籍住民課、障害福祉課、地域保健課、生活支援課、児童家庭課、家庭福祉課、公立保育園管理課、地域子育て支援課、療育支援課、学務課、認可保育施設	<input type="checkbox"/>
14	保育所の利用開始後、利用施設からの申し出により、児童の健康状態や集団保育の状況を確認(体験保育)させていただくことがあります。その結果、発達支援保育が必要と判断された場合は、施設の利用に制限がかかることがあります。この確認のために、保育認定課と公立保育園管理課および利用施設との間で、児童に関する情報の提供を行います。	<input type="checkbox"/>
15	転園した場合、転園前の施設での利用状況の情報提供を行うことがあります。	<input type="checkbox"/>

船橋市長 あて

教育・保育給付認定、保育所等の利用申込み及び利用にあたり、以上の事項について同意します。

(署名欄)

確認・同意 年月日 令和 年 月 日

千葉県船橋市

保護者氏名(署名)